

九州大学法科大学院における法務研究員受入規程

平成29年度九大規程第23号

制 定：平成29年 8月10日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学法科大学院（以下「法科大学院」という。）における法務研究員の受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 法務研究員とは、第4条の規定による許可を受け、法科大学院において学修支援を受ける者をいう。

(資格)

第3条 法務研究員となることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法科大学院を修了し、法務博士（専門職）の学位を取得した者
- (2) 法科大学院の滞在型特別聴講学生として在籍し、他大学において法務博士（専門職）の学位を取得した者
- (3) 他大学において法務博士（専門職）の学位を取得した者であって、九州大学法科大学院長（以下「法科大学院長」という。）が受入れが必要と認めたもの

(受入れの許可)

第4条 法務研究員の受入れの許可を得ようとする者は、所定の受入申請書を法科大学院長に提出するものとする。

2 法科大学院長は、前項の申請があった場合は、法科大学院の教授会の議を経てこれを許可する。

(受入期間)

第5条 法務研究員は、次の期間を単位として受け入れるものとする。ただし、法科大学院長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

2 法務研究員の受入れは、法務博士（専門職）の学位を取得した日の属する月の翌月初日から起算して5年を超えることはできない。

(受入料)

第6条 法務研究員の受入料（以下「受入料」という。）は、別表のとおりとする。

2 前条の許可を得た者は、所定の期日までに受入料を納入しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、法科大学院を修了した日の属する月の翌月初日から前条第1項に定める最初の前期又は後期の末日までの期間にかかる受入料については、徴収しない。

4 既納の受入料は、原則として返還しない。

(許可の取消し)

第7条 法科大学院長は、次のいずれかに該当する場合は、受入期間内であっても受入許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 所定の期日までに受入料を納入しない場合

(2) 受入れを継続することが不相当と認められる場合

(施設の利用)

第8条 法務研究員として受入れを許可された者は、法科大学院が指定する施設等を利用することができる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、法務研究員の受入れに関し必要な事項は、法科大学院長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年8月10日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	受入期間	受入料
学修室（個別ブース）を利用する者 ※1	前期 （4月1日～9月30日）	24,000円 ※2
	後期 （10月1日～3月31日）	24,000円 ※2
上記以外の者	前期 （4月1日～9月30日）	12,000円 ※3
	後期 （10月1日～3月31日）	12,000円 ※3

備考

- ※1 個別ブース利用希望者が法務研究員用個別ブースの数を上回る場合は、抽選を行う。
- ※2 1月あたりの受入料は、4,000円とする。
- ※3 1月あたりの受入料は、2,000円とする。